

- 感染症危機における初動対応の起点について、
T1（海外における疑い事例の報告）、T2（海外における新型インフルエンザ発生の確認）、T3（国内発生）に整理。
- JIHS・地方公共団体・医療機関等も含む、関係者の対応を共通の時間軸で確認できるタイムラインの形で整理。
- 有事は、タイムラインを踏まえ、関係機関の対応の進捗を把握し、確実な実施を確保。併せて平時の訓練にも活用。

平時の準備

T1：海外における疑い事例の報告

※「WHOのヒトーヒト感染の可能性を示唆するリスク評価の引き上げ」を覚知後の一連の流れを記載

- 24時間以内に統括庁は関係省庁対策会議を開催し、各省の対応を確認するとともに、都道府県へ情報を共有
- 概ね2日を目途に水際対策について、国において注意喚起や検疫の強化に着手
- 速やかに国及びJIHSを中心に情報収集やリスク分析を実施するとともに、概ね1週間を目途に各機関において感染症有事体制に移行できるよう準備を開始
- 検査方法の開発に向けて、JIHSは、可及的速やかに検体の入手に着手し、入手次第、検体を用いた検査試薬・検査方法の確認を実施

T2：海外における新型インフルエンザ発生の確認

※「WHOによる新型インフルエンザ発生に関する情報入手」後の一連の流れを記載

- 24時間以内に統括庁は関係省庁対策会議を開催。厚生労働大臣からの新型インフルエンザ発生の報告を受けて、推進会議を開催するとともに、政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定
- T1に引き続き、速やかに検疫において停留・待機先の調整、都道府県においてサーベイランス体制の強化、症例定義の周知、JIHSを中心として臨床及び疫学調査（FF100）に関する調整などを実施し、各機関において国内発生に備えた有事体制へ移行
- 検査機関において速やかに検査が実施できるよう、概ね1週間（T1の検討開始から3週間）を目途にJIHSは検査マニュアル配布、概ね1ヶ月を目途に配布された試薬を、地方衛生研究所等及び民間検査機関等で実際に使用できることを確認することを記載
- 更に、JIHSにおいて既存治療薬・ワクチンの研究開発を開始

T3：国内発生

※「空港検疫における国内1例目の疑似症患者覚知」後の一連の流れについて記載

- 検疫所を中心に疑似症患者覚知を関係機関へ一報、PCR検査の結果（陽性）を速やかに公表。患者の入院対応、接触者等対応を実施
- 24時間以内に統括庁は政府対策本部を開催し、基本的対処方針の改定等を決定。2例目以降の発生に備えて各機関における体制を強化
- 概ね1週間を目途にJIHSにおいて国内の患者から検出されたウイルスを活用した検査試薬・検査方法の改善を実施
- 更に、FF100で得られた臨床情報と検体の二次利用による研究開発の開始